

非開示希望情報等について(注意事項)

別表第一審判事件の申立てに当たっては、以下について、十分ご注意くださいようお願いいたします。

- 1 申立書を含む提出書類は、裁判所で保管する記録に綴られるため、事件の関係人(当事者、利害関係人など)が記録の閲覧等請求をすることで、事件の関係人に開示されてしまう可能性があります。申立書等には事件の関係人に知られたくない事項を記載しないようご注意ください。

事件の関係人に住所を知られては困る事情がある場合は、事件の関係人に知られてもよい住所(実家の住所等)を記載し、「非開示希望申出書」、「送達場所等の届出書」を提出する必要があります。

- 2 申立後に提出される書類についても、事件の関係人からの記録の閲覧等請求により、事件の関係人に開示される場合があります。

- 3 提出書類に非開示希望情報が含まれていないか、提出前に自ら確認して下さい。

例えば、住所を非開示として希望する場合、住所がどこかを推測させる通院先、通学先、金融機関の支店名等が含まれていないかも、自ら注意する必要があります。

当該書類を提出するか否か、その一部を黒塗りしたもののコピーを提出するか否かについて、自らの責任で判断する必要があります。

- 4 非開示を希望する書面を提出する場合は、書面提出と同時に「非開示希望申出書」を提出する必要があります。

申出をしたからといって、必ずしも非開示となるとは限りません。そのため、事件の関係人に絶対に知られたくない情報があれば、自ら当該部分を黒塗りしたもののコピーを提出するなどの検討が必要です。

また、別事件において「非開示希望申出書」を提出済みであっても、改めて当該事件のために提出が必要となります。

- 5 提出する書類には、マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。

- 6 裁判所からの書類の送付先を把握するため、「送達場所等の届出書」を提出してください。同届出書を非開示希望とする場合、「非開示希望申出書」と併せて提出する必要があります。